

庁議付議事案書

開催・令和7年8月19日

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子
件 名	東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について		
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係規則	条例		
事項	部課機関	課	
<p>1. 要 旨 児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が令和8年度から実施されることに伴い、法の規定により求められる設備及び運営に関する基準を定めるものである。</p> <p>(1) 事業の概要 概要：月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育の利用が可能になる 対象：保育所等を利用していない0歳6か月～満3歳未満の乳幼児</p> <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 国基準との整合性を保つことができる</p>			
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全市区町村での実施が義務付けられるものである。</p>			
<p>3. 留意事項（問題点等） 現在実施している「多様な他者との関わりの機会の創出事業」（東京都事業）は、令和8年度以降、こども誰でも通園制度の上限超過分の利用を補助する事業となる見込みである。</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>			
<p>5. 審議結果 決定</p>			

注：定例庁議の場合は、木曜日の正午までに提出。